

三井化学株式会社

1. 会社の概要

- (1) 会社名：三井化学株式会社
- (2) 所属部会：関東化学第一部会第2分科会
- (3) 資本金：1,032億円
従業員数：4,916名
- (4) 営業品目：石化原料，ポリオレフィン，
合繊原料，ペット樹脂，フェノール，工業
薬品，エラストマー，機能性ポリマー，工
業樹脂，ウレタン，機能加工品，電子材料，
情報材料，農業化学品，精密化学品

(5) 会社の理念

三井化学は、世界の市場で存在感のある「強い三井化学」を目指し、地球環境との調和のなかで、材料・物質の革新と創出を通して広く社会に貢献する。

(6) CIマーク



2. 知的財産部門の概要

(1) 組織上の位置及び名称

本社知的財産部

(2) 構成及び人員

現在の構成員は、49名（内弁理士の有資格者5名）、本社在勤16名、袖ヶ浦（研究所所在地）

在勤32名、アレキサンドリア在勤1名である。当社では、各事業部に対応させたチーム単位で活動している。各チームは6～9名で事業部に対応した業務の全てについて責任を持つ体制になっている。発明相談～出願～中間処理～権利抵触判断～訴訟対応まで担当する。事業部対応のチーム以外に、出願書類のチェック、出願・中間処理・年金の支払いなどの期限管理、特許の維持要否の調査、知財システムの維持などを行う事務チーム員、種々の部内プロジェクトなどに専任する部員がいる。

(3) 沿革

1997年に三井石油化学(株)と三井東圧化学(株)が合併した際には、本社知的財産部の他に各地に知的財産部員が常駐する知的財産部のグループ組織が数箇所あったが、研究所の袖ヶ浦センターへの統合に併せて、2001年3月に本社と袖ヶ浦の2ヶ所の体制となった。

3. わが社の知的財産活動

化学関連の分野では、発明発掘から明細書作成・権利化の各部分を分担することが難しく、比較的完成度の高い明細書の作成を発明者に依存し、拒絶理由などへの対応においても発明者に依存することが多いが、当社でも現状は発明者への依存度が高い。しかし、最近では、審査・審判・裁判において特許性の判断が厳しくなっており、特に、明細書の作成について再考が必要であると考えている。事業戦略、研究戦略に適合した特許請求の範囲を作成し、技術について十分に理解した上で、先行技術と対比させて特許性を主張する根拠を十分に開示し、特許請

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

求の範囲を支える詳細な説明が書かれ、さらに余計な限定を示唆する記載のない明細書を作成するためには、特許制度についての専門家が技術を十分に理解して明細書作成に大きく寄与する必要が従来以上に高まっている。時代の要求に答える明細書を効率良く作成するための種々の方策を試みている。特に外部事務所との連携について新たな考えで取り組むべく、国内外の事務所と作業を行っている。

従来、権利となれば良しとする考えがあり、特許権の利用の経験が比較的少ないため訴訟を意識した明細書になっていないとか、それぞれの特許の価値を評価することが難しいこともあって業績を件数で評価することが行われて来たが、今後は、発明者・知財部員・代理人共に意識の切り替えが必要である。

現時点では、新規な国内出願を代理人なしで行う割合は80%程度であり、加えて、海外の出願についても国内の事務所を使わないやり方が定着してきている。

海外の代理人と知的財産部員の分担は、知財部員側に現地の言葉、法律、運用、判例などの知識が不足していることが明確であることもあって比較的負担が上手く行く。現地代理人と直接やり取りすることで、現地代理人が技術内容を良く理解してくれ、結果的に翻訳の精度が向上し、さらに、当社の要望に応じて各国の事情に合わせた明細書を作成する努力もしてくれることもあり、事業戦略を反映した権利が得られると同時に拒絶理由などの中間処理の費用が削減でき、結果として知財費用の削減に結び付くことも期待している。

現時点で、主要国の80%は直接やり取りを行っており、近い将来格別の理由がない限り全件、国内代理人を使わずに行うことを考えている。これに対して、国内の代理人との分担については、従来のやり方では非常に難しいと感じている。

外国出願の直接化は、部員にはかなりの負担

になっていると思うが、現地の弁理士の動きがよくわかり翻訳文についても注意する習慣が身につくにつれ、結果として日本での出願明細書の不備、特に、日本語の使い方にも注意が行き届き、質の向上に貢献している。こちらは今後も進めていく。上記体制で新規出願を国内で、1,000件、内権利化を600件、海外では、新規出願を100件、延べ500件、内権利化は、延べ400件を処理している。ここ数年はPCT経由での出願が増加しており昨年は70%程度となっている。

当社では、新製品の開発上市を加速しており、2004年中計でも引続き当社が強い分野での新製品を次々と上市することが計画されている。新製品の上市に際しては製品が他社の特許に抵触しないことを確認する必要があるが、新製品のステージ管理システムの一貫として、自社製品を守るための出願・権利化がなされていること、他社特許に抵触していないことの確認を行っている。新製品の抵触判断は、研究者・知財部員にとっては大変な作業ではあるが、新製品開発のステージアップ管理の中で定着してきた。

特許によって守られるべき製品・製造方法なども、開発がスタートし発明が生まれてから製品が出て行くまでには早くも数年、時間がかかる場合には10年以上かかることもある。開発段階で他社が追随できないような特許網ができていくことが最も好ましいことは言うまでもないが、少なくとも製品が世の中に出て行ったときに他社のやる気を無くさせることができるような知的財産権網を確保できていることが望まれている。同時に知財費用の研究開発費に対する比率は欧米の各社に比較して決して小さいものではないことから、費用も可能な限り削減していくことが望まれている。従って、今後の課題としては、質の良い特許網の整備を最小のコストで作上げる方策を事業分野ごとに作っていくことであると考えている。

(原稿受領日 2004年1月29日)